

公益財団法人 日本ライフセービング協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）定款第14条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬等は別表第1に定める金額とし、非常勤役員に対しては理事会等の会議に出席の都度、別表第1に定める金額を支払うことができる。
- 3 評議員に対しては、評議員会等の会議に出席の都度、別表1に定める金額を支払うことができる。

(報酬等の月額の設定)

第4条 本協会の常勤理事の報酬等の月額は、別表1の金額の範囲内で理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員等の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬等の全部又は一部につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤理事の報酬等は、その月の月額的全額を毎月末日迄に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、会議に出席の都度、支払うものとする。

(費用)

第7条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、別表第2に定める金額を支払うことができる。また、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(日割計算)

第8条 新たに常勤理事になった者には、その日から報酬等を支給する。
2 常勤理事が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。
3 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬等を支給する。
4 第1項又は第2項の規定により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬等の額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第9条 本規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 本協会は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第12条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表第1

役職等	報酬等の額
常勤理事	1人につき年間総額980万円までの範囲内で、理事会の承認を得て理事長が定める金額
非常勤役員	理事会等の会議に出席の都度、報酬として1人一律8,500円 指導員資格を持つ役員が講習会に指導員として出席の場合は下記報酬を支払う アシスタントインストラクターの場合、報酬として1人一律6,000円 インストラクターの場合、報酬として1人一律12,000円 指導員養成講習会の指導責任者の場合、報酬として1人一律15,000円
評議員	評議員会等の会議に出席の都度、報酬として1人一律2万円

別表第 2

役 職 等	費用の額
役員	理事会等の会議に出席の都度、交通費実費及び下記経費を支払う 宿泊を伴う場合には1泊あたり12,000円以内の宿泊費実費 国内出張時の交通諸経費は1日あたり3,000円 海外出張時の交通諸経費は1日あたり6,000円
評 議 員	評議員会等の会議に出席の都度、交通費実費及び下記経費を支払う 宿泊を伴う場合には1泊あたり15,000円以内の宿泊費実費 国内出張時の交通諸経費は1日あたり3,000円 海外出張時の交通諸経費は1日あたり6,000円

附則 1 本規程は、2017年11月26日から施行する。

附則 2 本規程は、内閣総理大臣より公益認定を受けた日から施行する。